

1 出題の趣旨、ねらい等（出題の趣旨に補足して）及び採点方針

出題の趣旨は既に公表済みであるが、昨年までと同様、法科大学院における租税法の基本的な事項に関する学習を前提として、具体的な事案について、租税法規の解釈論をどのように展開することができるか、どのように事実関係を認定し租税法規に当てはめて判断することができるかを試すものである。

第1問は、出題にかかわる所得税法の規定（第33条第3項、第37条第1項、第38条第1項及び第60条第1項第1号）及び関連判例（最判昭和47年12月26日民集26巻10号2083頁、最判平成6年9月13日判時1513号97頁、最判平成17年2月1日訟月52巻3号1034頁等）の正確な理解並びに事実関係の正確な分析に基づき、設問に係る事案の判断が適切に行われ、かつ、説得的に論述されているかどうかを重視して、採点を行うことにした。相続人がいわゆる代償分割により相続財産を単独取得し当該財産を後に譲渡した場合における所得税の課税関係については、判例と異なる法律構成を説く有力な学説があるが、この学説に基づく解答にも採点上相応の配慮を行うことにした。

第2問設問1の出題の主たるねらいは、本件の債権放棄が貸倒損失として損金に算入できるかにつき、貸倒れの要件をどのように考えるか、本問で示された事実を前提に貸倒れと認められるかどうかであり、法人税の所得計算方法は、その前提として出題したものである。貸倒れの要件については、いわゆる興銀事件（最判平成16年12月24日民集58巻9号2637頁）があるが、法人が任意の時期に債権放棄を行って課税所得の減算を図るといふ利益操作の可能性の防止、恣意性の防止という法人課税の基礎を踏まえて貸倒要件を検討することが重要である。当てはめにおいては、Bは倒産という事態にまでは立ち入っておらず、相当な技術力があるという点をも考慮に入れ、踏み込んだ論述が望まれた。設問2（1）は、論述の順序として、まず、債務免除益が所得税法第36条第2項の経済的利益に当たることに触れた上で、その例外として、問題文にある場合にこれを非課税にする理由として考えられる根拠を示す必要がある。非課税の根拠としては、幾つかの考え方があり、それぞれに難点もあるので、こうした問題を踏まえ、説得的に自説を論じることが求められた。設問2（2）は、Bの所得税の課税関係を問うものであるが、Bの所得区分、資力を喪失して債務の弁済が著しく困難な状態にあるかの当てはめが問われている。設問2（1）と（2）では、（1）に比重を置いている。

2 採点実感等

第1問は、所得税法上の基本的な制度の一つである譲渡所得課税制度の重要な要素である取得費に関する理解を問うものであり、また、設問において判断すべき事項を個別的に明示することによって出題の意図を推測することができるようにしていたので、出題の意図を大きく外した答案は少なく、出題時に予定していた解答水準を満たす答案がかなり多かつたと思われる。もっとも、譲渡所得課税の趣旨については一般論としてはおおむねよく理解できている答案が多かつたものの、個々の支払金に係る取得費該当性の判断において「必要に応じて」（設問1の問題文）その判断理由と結び付けて論及しようとする姿勢がみられる答案は必ずしも多くなかつた。また、例えば、所得税法第60条第1項と同条第2項との関係等について基本的な知識や条文読解力の不足をうかがわせる答案、個々の

支払金に係る取得費該当性の判断が相互に整合的でなく、事案を総合的に検討し論理一貫した判断を導き出す能力の不足をうかがわせる答案も散見された。基本的には、昨年の場合と同様であり、出題の意図が何かを把握しようとする注意力や出題にかかわる法令に関する基礎的な知識・理解力の不足にあると思われるが、その背景には、個々の条文や概念を他と関連付けて理解しようとするのではなく、いわば縦割りの理解するにとどまっているような学習姿勢があるのではないかと考えられる。

第2問であるが、設問1では、まず、内国法人の課税所得の計算方法は、法人税法第22条各項の規定に沿って論述してもらえば足りたわけであるが、貸倒損失が同法第22条第3項第3号にいう「損失」に該当するという前提を誤った答案が少なくない。このような答案は、入口部分で既につまずいてしまって、主要な論点である貸倒要件や本問での当てはめという論点にたどり着けないことになり、採点に大きな差が生じた。設問2(1)は、相当に難問だったように思われる。非課税の根拠については、結論のみを述べる淡泊な答案がほとんどで、いろいろな考え方を模索し、悩みながら一定の結論を導くという答案はほとんどなかった。設問2(2)でも、その所得区分が事業所得か、一時所得かについて触れていない答案も少なくなく、基本的な部分の論述を欠くものが散見された。

4 今後の出題について

特に見直す点はないと考えられるが、今後も引き続き、具体的な事実関係の下で租税法の基本的な条文や概念の理解とその適用能力を試す問題を出題し、しかも出題形式としては、受験者が出題の意図に従って解答しやすくするよう小問を順次検討していく形式によることが望ましいと考えられる。

5 今後の法科大学院教育に求めるもの

所得税法及びこれに関連する法人税法に関して、基本的な条文や概念を他と関連付けて多角的に検討し理解する学習を基礎にして、そこで習得した知識や能力を事例演習等によって確認し、それらの応用力や総合的判断力を涵養していくというような教育が望まれる。